

## 横浜市平沼記念体育館 事業者からの質問及び回答

※「項目」「質問」は基本的に質問書の記載をそのまま転記しています。

番号	名称	ページ数	項目	質問	回答
1	公募要項	4	参考3	指定管理料想定額は、消費税課税対象だと思われませんが、税抜きか税込みのどちらの想定額でしょうか。	指定管理料想定額は税込の金額です。
2	公募要項	6	6 リスク分担	リスク分担の市会議決の負担者は、指定管理者となっておりますが、どのような事態が想定されますか。また、なぜ指定管理者の負担なのか理由をお示しください。	指定候補者の書類の不備や欠格事項の該当等を理由に指定の議決が得られなかった場合等を想定しており、その場合は、指定の議決が得られることを前提に議決前に指定候補者側で準備していた人員、物品等に要する費用については指定候補者側の負担となります。 なお、次期指定管理期間開始の延期により現指定管理期間を延長した場合に係る指定管理料等の追加費用については別途市と調整となります。
3	公募要項	9	オ 利用の継続	利用者に関する情報は、利用者の同意を得て、指定管理終了時には次期指定管理者に引き継ぐこととなっておりますが、次期管理者が同意を取り付け、現行管理者へ依頼することになるのでしょうか。また、その範囲は指定管理事業のみでよろしいでしょうか？	次期指定管理期間開始前に現指定管理者と時期指定管理者で引き継ぎに関する調整をしていただき、次期指定管理実施にあたり必要となる利用者情報がある場合は、次期指定管理者の依頼等に基づき、現指定管理者が現指定管理期間中に利用者の同意を得て、次期指定管理者に情報を引き継いでいただくことが想定されます。 引継ぎの範囲や内容については、次期指定管理者と現指定管理者で調整し、利用者への影響が最小限となるよう可能な範囲で引継ぎをお願いします。
4	公募要項	17	(4)応募手続について ア 指定申請書及び事業者に関する書類	応募書類の提出において、正本にもインデックスを付けることでよろしいでしょうか。また、各種の書類毎にページ数を振り直す形態でよろしいでしょうか。電子データでの提出は、役員等氏名一覧表、提案書及び収支計画書を別のCD-Rにわけた2枚のみでよろしいでしょうか。	ご認識の通りです。
5	業務の基準	2	(1)管理対象諸室	表中の施設内容の中で、バスケットボール1面とあり、表外に※「バスケットゴールの老朽化に伴い、令和2年4月1日よりバスケットボールでの体育室利用不可」とありますが、復旧の予定があるのであれば、ご教示ください。	現時点ではバスケットゴール復旧の予定については未定です。復旧する際には個別に市と指定管理者で利用に係る調整等をさせていただきます。
6	業務の基準	5	(6)利用料金 【参考：現在の利用料金表】	開館時間を延長する場合の1時間あたり料金は、1日料金の1/12×1.5を上限とするとありますが、計算すると2,499.999円となります。これは2,500円と解釈してよろしいでしょうか。	4ページの利用料金表は、現指定管理者設定の現行料金を参考に載せているもののため、条例の上限金額そのままの金額とは異なっています。 横浜市公園条例において、例えば、アマチュア競技団体が利用する場合の体育館利用料金の1日の料金の上限は26,000円ですので、この場合、開館時間を延長する場合の1時間あたりの料金の上限金額は、3,249円となりますので、その金額の範囲内で設定していただくこととなります。
7	業務の基準	7	(9)スポーツ教室等の提供	スポーツ教室等の設定数について、「オンラインで提供を行う場合はこの限りではない」とあります。スポーツ教室のオンラインレッスンに体育室等を利用する場合、『利用枠設定の考え方』とは別に、指定管理者が優先して室場を予約・利用して良いということでしょうか。指定管理者が優先して室場を利用して良い場合、その枠数に制限がありましたらご教示ください。	「オンラインで提供を行う場合」とは、施設内の室場以外で実施する場合を指します。 施設内の室場を利用して実施する場合は、通常の教室と同様に決められた優先利用枠の範囲内で教室数を設定してください。
8	業務の基準	8	カ 保険加入	スポーツ教室の実施に際して、指導者も傷害保険に加入することも読み取れますが、報酬を伴う指導者は、参加者と同様な保険には加入できないと認識しています。どの様な想定をされているかご教示ください。	教室参加者を対象とした保険を想定しています。